

令和 7 年 3 月 2 8 日
生活支援部医療保険課

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和 7 年度国民健康保険の保険料率について、東京都が算定する国民健康保険事業納付金等に基づき定めるとともに、関係法令の改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率等を改正する。
- (2) 均等割額の軽減措置について、5 割軽減に使われる判定所得を 29 万円 5 千円から 30 万 5 千円に、2 割軽減に使われる判定所得を 54 万 5 千円から 56 万円に、それぞれ引き上げる。

[令和 7 年度保険料率等]

		基礎(医療)分	後期支援金分	介護納付金分
保 険 料 等	所得割	<u>7.71%</u>	<u>2.69%</u>	<u>2.25%</u>
	均等割	<u>47,300円</u>	<u>16,800円</u>	<u>16,600円</u>
	減 額 する 額	7 割	<u>33,110円</u>	<u>11,760円</u>
		5 割	<u>23,650円</u>	<u>8,400円</u>
		2 割	<u>9,460円</u>	<u>3,320円</u>
	賦課限度額	<u>66万円</u>	<u>26万円</u>	17万円

※下線部が変更点。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

江東区国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
○江東区国民健康保険条例 昭和34年11月17日 条例第17号 目次 (略) 第1条～第15条の3 (略) (基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の8.69</u> (基礎賦課総額の<u>100分の6.1</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。))第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万9,100円</u> (基礎賦課総額の<u>100分の3.9</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) 第15条の5から第15条の7まで (略) (基礎賦課限度額) 第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>6.5万円</u>を超えることができない。 第15条の9～第15条の11 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.80</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の5.7に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所	○江東区国民健康保険条例 昭和34年11月17日 条例第17号 目次 (略) 第1条～第15条の3 (略) (基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の7.71</u> (基礎賦課総額の<u>100分の5.9</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。))第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万7,300円</u> (基礎賦課総額の<u>100分の4.1</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) 第15条の5から第15条の7まで (略) (基礎賦課限度額) 第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>6.6万円</u>を超えることができない。 第15条の9～第15条の11 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.69</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の5.7に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所

得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき
1万6,500円（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の13から第15条の15まで （略）
（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第16条の1～第16条の3 （略）
（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.31（介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき
1万6,500円（介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第16条の5～第19条の1 （略）
（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者

得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき
1万6,800円（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の13から第15条の15まで （略）
（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、26万円を超えることができない。

第16条の1～第16条の3 （略）
（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.25（介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき
1万6,600円（介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第16条の5～第19条の1 （略）
（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者

に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定す

に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定す

る一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65

る一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65

歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 3万4,370円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万1,550円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万1,550円

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額をいう。次号において同じ。)に29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 2万4,550円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 8,250円

歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 3万3,110円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万1,760円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万1,620円

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額をいう。次号において同じ。)に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 2万3,650円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 8,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 8, 250 円

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に54万5, 000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 9, 820円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 3, 300円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 3, 300円

第19条の3 （略）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 8, 300円

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 9, 460円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 3, 360円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 3, 320円

第19条の3 （略）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額

を減額した世帯 7, 3 6 5 円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額
を減額した世帯 1万2, 2 7 5 円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額
を減額した世帯 1万9, 6 4 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
2万4, 5 5 0 円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額
を減額した世帯 2, 4 7 5 円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額
を減額した世帯 4, 1 2 5 円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額
を減額した世帯 6, 6 0 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
8, 2 5 0 円

第19条の5～第31条 (略)

付 則

第1条～第10条 (略)

を減額した世帯 7, 0 9 5 円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額
を減額した世帯 1万1, 8 2 5 円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額
を減額した世帯 1万8, 9 2 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
2万3, 6 5 0 円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額
を減額した世帯 2, 5 2 0 円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額
を減額した世帯 4, 2 0 0 円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額
を減額した世帯 6, 7 2 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
8, 4 0 0 円

第19条の5～第31条 (略)

付 則

第1条～第10条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。